

田原本町小学校 3 校統合施設基本構想策定支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本町ではよりよい教育環境の形成に向けて平成 29 年 1 月には「田原本町学校・幼稚園の規模及び配置の適正化に関する考え方について（答申）」を、令和 4 年 3 月には小中学校施設の再配置の方針を示す「田原本町小中学校施設再配置基本計画」（以降「再配置基本計画」と称する）を策定した。

本業務は、再配置基本計画を踏まえ田原本小学校、東小学校、北小学校を対象に 3 校統合施設に向けた学校施設の基本構想を策定するため、公募型プロポーザル方式により専門的な知識や経験等を有する事業者を選定し、助言・提案及び策定支援を求めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名称:田原本町小学校 3 校統合施設基本構想策定支援業務
- (2) 業務内容:別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間:契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (4) 契約上限額:金 1 1, 1 8 7, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 1 者での参加であること。複数者での参加は認めない。
- (3) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成 24 年 4 月田原本町告示第 34 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 田原本町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること並びに暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。
- (6) 田原本町政治倫理条例（平成 1 1 年 1 2 月田原本町条例第 2 5 号）第 4 条第 1 項に該当する者でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触

する行為を行っていない者であること。

(8) 国税及び市区町村税を滞納していないこと。

(9) 過去5年以内（平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）に地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似業務の実績（契約金額は問わない）を有する者であること。

#### 4. 実施スケジュール

日付	内容
令和4年4月25日	募集開始（プロポーザル実施告知）
	質疑書受付開始（Eメールで受付）
令和4年5月2日（月） 17時必着	質疑書提出期限
5月10日（火）※予定	質疑回答公表（ホームページ）
5月18日（水）17時必着	参加申込書等提出期限
5月18日（水）～ 5月20日（金）	一次審査（書面）
5月23日（月）※予定	一次審査結果通知
5月下旬 ※予定	二次審査（プレゼンテーション）
5月下旬 ※予定	二次審査結果通知
6月初旬頃 ※予定	契約締結

※日程につきましては、あくまでも予定であり、変更となる場合があります。また、一次審査を省略する場合、スケジュールが前倒しとなりますのでご理解ください。

#### 5. 業務に関する質疑受付及び回答

##### (1) 質疑書提出

参加資格通知書において参加資格の要件を満たす者により、令和4年4月25日(月)から同年5月2日(月)まで(17時必着)の受付期間内に、所定の方法により質疑書（様式第5号）の提出があった際には、これを質疑として受け付ける。

##### (2) 質疑書の提出方法及び提出先

Eメールで、後述する【問い合わせ先及び提出先】へ提出すること。メールの宛先タイトルに「【質疑書】田原本町小学校3校統合施設基本構想策定支援業務」と記載し、送信後に電話にて確認を行うこと。

##### (3) 質疑書に対する回答

質疑に対する回答は、令和4年5月10日（火）（予定）に本町ホームページで公表するが、質疑書の提出が無い場合は公表を実施しないこととする。

#### 6. 参加申込の方法

本業務に参加を希望する者は田原本町ホームページから必要書類等をダウンロード

し、次のとおり必要書類等を提出すること。

(1) 受付期間

令和4年5月12日(木)から同年5月18日(水)まで(17時必着)(土日を除く)

(2) 受付時間

8時30分から17時まで

(3) 提出方法

持参、郵便又は信書便により、後述する【問い合わせ先及び提出先】へ提出すること。郵便又は信書便の場合は期限内必着とし、電話にて受領確認を行うこと。

(4) 提出書類

提出書類は正本1部、副本9部とする。副本については、全てにおいて事業者を特定できる情報(会社名、代表者名、住所等)を削除して提出すること。

- ・ 参加申込書(様式第1号)
- ・ 国税についての納税証明書(国税:様式その3の3等)※発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- ・ 主たる事務所の所在地の市区町村民税について滞納がない旨の証明書※発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- ・ 過去1年間の財務状況が分かる書類(貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類(様式任意))
- ・ 会社概要(様式第2号)
- ・ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※発行日から3ヶ月以内のものに限る。
- ・ 業務実績報告書(様式第3号)
- ・ 業務実施体制調書(様式第4号-1、4号-2、4号-3)
- ・ 提案書(様式7号-1、7号-2)

提案書は次に示す5つのテーマについて、様式第7号-2を使用し各3枚以内(片面)に記載すること。

テーマ1. 業務実施方針について

テーマ2. 業務実施手順及び工程について

テーマ3. 小学校3校統合を推進する上で留意すべき事項について

テーマ4. 住民協議会運営支援方法について

テーマ5. 財源調達方法及び財政評価・分析について

- ・ 見積書は任意様式とする。また、見積内訳の分かるものとし、消費税及び地方消費税を含む額を提示すること。

## 7. 辞退

参加申込後に辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を後述する【問い合わせ先及び提出先】へ遅滞なく提出し、確認のため電話連絡を入れること。

## 8. 選定の方法

(1) 一次審査(書類審査)

田原本町小学校3校統合施設基本構想策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し審査を行う。参加申込書6(4)の提出書類を受け付けた者を対象として、評価基準（後述する表1「一次審査評価基準」）に基づき審査する。評価点の合計が高い順で順位付けし、上位3者を二次審査対象者として選定する。

- ・ 6(4)の提出書類を提出した者が3者以下の場合は、一次審査を省略するものとする。
- ・ 一次審査結果として、令和4年5月23日（月）に対象者に対して選定結果を通知する。
- ・ 審査結果に関する問合せ・異議申立て等は一切できないものとする。

## (2) 二次審査（プレゼンテーション）

審査委員会において、審査を行う。審査委員会は、二次審査対象者として選定された者を対象に、評価基準（後述する表2「二次審査評価基準」）に基づき審査する。

- ・ 各審査委員の最も高い合計を、一番多く得た者を受託候補者とする。ただし、各審査委員の最も高い合計を得た数が同じ者が複数いた場合は、評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。それでも同点の場合は、審査委員の多数決により受託候補者を決定する。また、受託候補者に次いで高い評価を得た1者を次点候補者に決定する。受託候補者及び次点候補者に対しては、その旨を通知し、選定しなかった者に対しては選定しなかった旨を通知する。受託候補者については、決定後、速やかに町ホームページにおいて公表するものとする。
- ・ 二次審査における最低基準各審査委員の評価点の平均点が、100点満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない者は選定の対象としない。
- ・ 二次審査における審査対象者が1者であった場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該審査対象者を受託候補者に決定し、その旨を通知するものとする。
- ・ 二次審査対象者は、審査内容及び審査結果に関する問合せ・異議申立て等は一切できないものとする。

## (3) プレゼンテーションについて

- ・ 実施日時 令和4年5月下旬を予定。詳細については、該当者に別途通知する。
- ・ 出席者 1応募者につき、3名以内とする。
- ・ 実施時間 1応募者あたり、40分程度（プレゼンテーション25分、質疑応答15分程度）
- ・ Zoom Meeting 等を用いてオンラインで行うこともある。
- ・ プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の記載内容と同一のものとする。また、プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材の持込みによる説明も可とするが、町は用意しないので、事前に連絡の上、応募者で準備すること。

## 9. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。また、すでに契約が締結している場合は、契約を破棄する。

- (1) 参加者の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (6) その他受託候補者として不適格と審査委員会において認められるとき。

## 10. 契約の締結

- (1) 選定した受託候補者と協議し、提案書による提案内容を基本として本業務に係る仕様を確定させたいうで、予算の範囲内で契約を締結する。
- (2) 契約の締結後、受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合には、町に対し、違約金を支払わなければならない。また、受託者が本件業務の履行に関して、町に損害を与えたときは、町に対し、その損害を賠償しなければならない。

## 11. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の追加・修正・差し替え等は一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の書類等の提出は受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を必要な範囲内において開示することがある。

### 【問い合わせ先及び提出先】

田原本町役場教育総務課（担当 くぬぎたに 櫛谷）  
〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1  
電話番号 0744-33-9150

FAX 番号 0744-32-2977

E メール [kyoikukh2@town.tawaramoto.nara.jp](mailto:kyoikukh2@town.tawaramoto.nara.jp)

表1 一次審査評価基準（35点満点）

選定評価項目	評価の着目点	評価点
業務実績	・過去5年以内に本業務に関連する同種・類似業務の実績について、本業務に生かすことのできる実績があるか	10
業務遂行能力	・業務の実施体制・担当者の配置状況が明確かつ適正で、業務を的確に実施できるか。	5
	・本業務に携わる業務責任者及び業務主任が本業務に活かすことのできる能力及び資格（技術士（総合技術監理部門（都市および地方計画））、一級建築士）を有するか	5
	・財務状況は健全か	5
各企画提案内容	・事業の目的・条件・内容を明確に理解しているか	10
評価点の合計	—	35

表2 二次審査評価基準（100点満点）

選定評価項目	評価の着目点	評価点
業務実績	・過去5年以内に本業務に関連する同種・類似業務の実績について、本業務に生かすことのできる実績があるか	5
業務遂行能力	・業務の実施体制・担当者の配置状況が明確かつ適正で、業務を的確に実施できるか。	5
	・財務状況は健全か	5
テーマ1. 業務実施方針	・業務の趣旨・目的に合う具体的な実施方針となっているか	15
テーマ2. 業務実施手順及び工程	・工期内に望ましい成果を上げることができる実現可能な実施手順及び工程となっているか。	15
テーマ3～5. 各企画提案内容	・業務の趣旨・目的に合う具体的な提案であるか	15
	・本町の特性を十分に理解し、課題解決にあう提案であるか	15
	・効率的・効果的で実現可能性の高い提案であるか	15
見積額	・提案に対して妥当な見積額となっているか	10
評価点の合計	—	100